

盲導犬の訓練及び盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定

(警察庁交通局交通企画課)

1. 制度の概要

視覚障害者が道路を通行するときに帯同する盲導犬は、国家公安委員会が指定した法人が盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認めた犬とされている。

2. 指定、登録等の基準

○ 道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)

(目が見えない者等の保護)

第 8 条 (略)

2 法第 14 条第 1 項の政令で定める盲導犬は、盲導犬の訓練を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 31 条第 1 項の規定により設立された社会福祉法人で国家公安委員会が指定したものが盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認めた犬で、内閣府令で定める白色又は黄色の用具を付けたものとする。

○ 盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則(平成 4 年国家公安委員会規則第 17 号)

(指定の基準等)

第 1 条 道路交通法施行令第 8 条第 2 項の規定による指定(以下「指定」という。)は、指定を受けようとする法人の申請に基づき行うものとする。

2 指定の基準は、次のとおりとする。

一 盲導犬として必要な訓練をする業務又は盲導犬として必要な訓練を受けていることを認定する業務(以下「盲導犬訓練業務等」という。)の実施に関し、適切な計画が定められていること。

二 盲導犬訓練業務等を行うための施設が次のいずれにも該当するものであること。

イ 盲導犬訓練業務等を行う者(以下「訓練士等」という。)として盲導犬訓練業務等を適正に行うため必要な知識及び技能を有する者が置かれていること。

ロ 盲導犬訓練業務等を適正に行うため必要な設備を備えていること。

三 盲導犬訓練業務等を適正かつ確実にを行うため必要な経理的基礎を有すること。

四 盲導犬訓練業務等以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより盲導犬訓練業務等が不公正になるおそれがないこと。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	法人番号	指定、登録の理由等
公益財団法人 日本盲導犬協会	昭和 53 年 12 月	神奈川県横浜市 港北区新吉田町 6001 番 9 (045-590-1595)	4020005009452	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の盲導犬として必要な訓練の実施や盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定を適正かつ確実に行うことができる法人と認められたため。
公益財団法人 アイメイト協会	昭和 53 年 12 月	東京都練馬区関 町北 5 丁目 8 番 7 号 (03-3920-6162)	9011605001662	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の盲導犬として必要な訓練の実施や盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定を適正かつ確実に行うことができる法人と認められたため。
公益財団法人 北海道盲導犬協会	昭和 53 年 12 月	北海道札幌市南 区南三十条西 8 丁目 1 番 1 号 (011-582-8222)	3430005005510	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の盲導犬として必要な訓練の実施や盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定を適正かつ確実に行うことができる法人と認められたため。
公益財団法人 東日本盲導犬協会	昭和 53 年 12 月	栃木県宇都宮市 福岡町 1285 番地 (028-652-3883)	7060005007375	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の盲導犬として必要な訓練の実施や盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定を適正かつ確実に行うことができる法人と認められたため。
社会福祉法人 中部盲導犬協会	平成 25 年 8 月	愛知県名古屋市 港区寛政町 3 丁 目 41 番地 1 (052-661-3111)	3180005015089	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の盲導犬として必要な訓練の実施や盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定を適正か

				つ確実に行うことができる法人と認められたため。
社会福祉法人 日本ライトハウス	昭和 53 年 12 月	大阪府大阪市鶴見区今津中 2 丁目 4 番 37 号 (06-6961-5521)	2120005002465	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の盲導犬として必要な訓練の実施や盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定を適正かつ確実に行うことができる法人と認められたため。
公益財団法人 関西盲導犬協会	昭和 58 年 8 月	京都府亀岡市曾我部町犬飼未ヶ谷 18 番地 2 号 (0771-24-0323)	5130005012221	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の盲導犬として必要な訓練の実施や盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定を適正かつ確実に行うことができる法人と認められたため。
公益財団法人 九州盲導犬協会	平成元年 1 月	福岡県糸島市東 702 番地 1 (092-324-3169)	8290005007186	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の盲導犬として必要な訓練の実施や盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定を適正かつ確実に行うことができる法人と認められたため。
社会福祉法人 兵庫盲導犬協会	平成 16 年 7 月	兵庫県神戸市西區押部谷町押部 24 番地 (078-995-3481)	8140005004058	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の盲導犬として必要な訓練の実施や盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定を適正かつ確実に行うことができる法人と認められたため。
公益財団法人 日本補助犬協会	平成 22 年 6 月	神奈川県横浜市旭区矢指町 1954 番地の 1 (045-951-9221)	9020005006957	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の盲導犬として必要な訓練の実施や盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定を適正かつ確実に行うことができる法人と認められたため。
一般財団法人 全国盲導犬協会	平成 26 年 3 月	茨城県ひたちなか市大字東石川	1050005010897	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の盲導犬として必要な訓練の実

		3444 番地 7 (029-272-7210)		施や盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定を適正かつ確実に行うことができる法人と認められたため。
--	--	-----------------------------	--	---

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠
指定に係る事務・事業等について料金等は徴収していない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成 29 年)
改善すべき事項は特になし。

7. 政策評価
平成 29 年 4 月に[実施](#)。

8. [指定申請要領](#)